

「消費者契約法の運用状況に関する検討会」審議経過

	日 時	議 題
第 1 回	平成 26 年 3 月 17 日 (月) 13:00~15:00	【総論（検討会の運営、今後の進め方）】
第 2 回	平成 26 年 4 月 8 日 (火) 13:00~16:00	【消費者契約にかかる裁判事例①】 ・第 1 回検討会を踏まえて整理した資料をもとに議論 ・宮下委員御報告（不当勧誘） ・山本(敬)委員御報告（暴利行為準則等）
第 3 回	平成 26 年 5 月 16 日 (金) 16:00~19:00	【消費者契約にかかる相談事例】 ・第 2 回検討会を踏まえて整理した資料をもとに議論 ・増田委員御報告 ・沢田委員御報告
第 4 回	平成 26 年 6 月 20 日 (金) 16:00~19:00	【消費者契約にかかる裁判事例②等】 ・第 3 回検討会を踏まえて整理した資料をもとに議論 ・宮下委員御報告（不当条項） ・後藤座長御報告（新たに設けるべき規定） ・インターネット取引における不当勧誘事例（事務局）
第 5 回	平成 26 年 7 月 18 日 (金) 15:30~18:30	【関連事実の整理①】 ・関連事実の整理①（事務局）
第 6 回	平成 26 年 8 月 1 日 (金) 13:30~16:30	【訴訟実務・企業実務から見た考察】 ・山本(健)委員御報告（訴訟実務からの考察） ・藤猪委員御報告（企業実務からの考察）
第 7 回	平成 26 年 9 月 8 日 (月) 10:00~12:00	【関連事実の整理②】 ・関連事実の整理②（事務局） ・取りまとめの方向性
第 8 回	平成 26 年 9 月 17 日 (水) 13:30~16:30	【取りまとめ①・民法（債権関係）改正関係】 ・取りまとめ案 ・沖野委員御報告（民法（債権関係）改正関係）
第 9 回	平成 26 年 9 月 30 日 (火) 12:00~15:00	【取りまとめ②】 ・取りまとめ

「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等名簿

(委員)

◎後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科教授
沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
沢田 登志子	一般社団法人ECネットワーク理事
藤猪 純子	パナソニック株式会社リーガル本部東京法務室主事
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
宮下 修一	静岡大学大学院法務研究科教授
山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授
山本 健司	弁護士、清和法律事務所

(◎座長、その他五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

木村 太郎／脇村 真治	法務省民事局 局付
川崎 直也	最高裁判所事務総局民事局 局付
石戸谷 豊	内閣府消費者委員会 委員
保木口 知子	独立行政法人国民生活センター相談情報部 相談第1課長

(敬称略)

■ 民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月)
消費者契約の特則	知識・情報等の格差に配慮する解釈理念	第 62-1-(2)	第 26-4 ※信義則等の適用に当たって の考慮要素	(75A)		
	一部無効の原則の例外	第 62-2-②、第 32-2-(1)	(第 5-1)			
	消費者に不利な合意の制限（消滅時効）	第 62-2-③、第 36-1-(4)				
	消費者に不利な合意の制限（売買）	第 62-2-④、第 40-4-(3)				
	消費貸借契約における目的物交付前解除権	第 62-2-⑤、第 44-1-(3)	第 37-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	70A 第 4-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	① 81-1 第 7-1-(3) ① 82-1 第 32-1-(3)（検討中） ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	83-1 第 32-1-(3) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任
	消費貸借契約における期限前弁済時の免責	第 62-2-⑥、第 44-4-(2)	(第 37-6)			
	消費貸借契約における抗弁の接続	第 62-2-⑦、第 44-5				
	賃貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効	第 62-2-⑧、第 45-7-(2)	(第 38-13-(3))			
	委任契約における委任者の賠償義務の制限	第 62-2-⑨、第 49-2-(3)	(第 41-3) ※委任事務に専門性を要する場合の特則あり	(73B 第 1-1) ※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての規律を置くことの是非及びその内容についてどのように考えるか	(81-3 第 11) ※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての論点は取り上げられなかった	
	寄託契約における寄託者の賠償責任の制限	第 62-2-⑩、第 52-5-(1)	(第 43-5) ※寄託物の保管に専門性を要する場合の特則についての注記あり	(73B 第 2) ※民法第 661 条に関する見直しの要否及びその内容について、委任に関する前記第 1-1 の検討結果を踏まえて、どのように考えるか	(81-3 第 13) ※民法第 661 条の見直しに関する論点は取り上げられなかった	
	条項使用者不利の原則	第 62-2-⑪、第 59-3				
継続的契約の任意解除権	第 62-2-⑫、第 60-2-(4)	※第 41-6：民法第 656 条が維持された場合には、準委任契約の任意解除権あり	※73B 第 1-2：民法第 656 条の規律を維持した上で、一定の類型を対象として、委任の規定の準用を否定する規律を置くことの是非及びその内容について、どのように考えるか	※81-3 第 11：準委任に関する論点は取り上げられなかった		

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月)
	事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間短縮		第7-2-(注)			
その他	暴利行為	第28-1-(2)	第1-2-(2)	① 73B第3-2 ② 78B第1 ※次のような規定（甲案・乙案）のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか ③ 80B第1 ※新たな規律を設けないという案（乙案）もあり	(82-2第1)	
	複数契約の解除	第5-5	第11-2	(68A)		
	契約締結過程における情報提供義務	第23-2	第27-2	75B第1 ※規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか	(81-3【契約交渉段階】)	
	約款（定型条項、定型約款）の定義	第27-2	第30-1	① 75B第3-1-(1) ② 78B第4 ③ 81B第3-1 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-1
	約款（定型条項、定型約款）の組み入れ要件	第27-3	第30-2	① 75B第3-1-(2) ② 81B第3-2 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-2-(1)
	定型条項（定型約款）の内容の開示			① 75B第3-2 ② 81B第3-3 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-3
	約款（定型条項、定型約款）の不意打ち条項（合理的に予測し得ない事項に関する契約条項）	第27-3	第30-3	① 75B第3-3 ② 77B第3-1 ③ 81B第3-4 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-2-(2) ※不当条項規制と一元化

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台／要綱案 の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案／ 要綱仮案の第二次案 (26年6月～)	要綱仮案 (26年8月)
	約款（定型条項）の変更	第27-4	第30-4	① 75B第3-5 ② 77B第3-2 ③ 81B第3-6 ※規律を設けることについて、 どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-4
	約款（定型条項）の不当条項規制 （相手方に過大な不利益を与える契約条項 の効力）	第62-2-①、第31 ※規制の適用対象として、 約款に加え、消費者契約 を例示	第30-5	① 75B第3-4 ② 81B第3-5 ※規律を設けることについて、 どのように考えるか	82-1第28（検討中）	83-1第28-2-(2) ※不意打ち条項規制と一元化
検討会で 言及された 論点	追認の要件	第32-4-(1)	第5-4	66A第3-3	① 79-1第4-3 ② 82-1第5-3	83-1第5-3
	法定追認事由の追加	第32-4-(2)	第5-5	(66A)		
	意思能力（定義、意思能力を欠く状態でされ た法律行為の効力）	第29	第2	73A第4 ※意思能力の意義については規 定を設けないこととしている	① 79-1第1 ② 82-1第2 ※定義規定なし	83-1第2 ※定義規定なし
	債務不履行に基づく損害賠償における「債務 者の責めに帰すべき事由」	第3-2-(2)	第10-1-(2)、(3)	68A第2-1-(2)	① 79-1第8-1-(2) ② 82-1第11-1-(2)（検討中）	83-1第11-1ただし書き
	錯誤（不実表示）	第30-3-(3)	第3-2-(2)	① 66B第1-2 ※規定の要否、具体的な要件の 内容等について、どのように 考えるか ② 76A第1-2-(2) ※部会資料66Bに基づく第76 回会議の審議結果を踏まえて 改めて検討 ③ 78A第1-2-イ ④ 79B第1（甲案）2-イ ※現状維持案（乙案）もあり	79-1第2-2【79Bで検討】	(83-2第3-2)

※グレーの網掛け部分は、当該論点が取り上げられなかったことを示す。